

巻頭言

「障害者差別解消法が施行されます」

理事長 新谷 友良

障害者差別解消法が来年4月に施行されます。社会の多くの分野で、障害を理由とする差別は禁止されます。そして、障害を持った人が、普通に暮らしていくためのサポート（合理的配慮）を求めた場合、そのサポートを拒むとそれも差別になります。

いま、様々な生活分野でどのようなことが差別になるのか、そして差別をなくすためにどのようなサポートが求められるのかということを説明したガイドライン（対応要領・対応指針）作りが進められています。

私たちは、聞こえないことによっていろいろな差別を受けていますが、それを「困ったことだ」と考えるのと「差別だ」と考えることとの間には、ずいぶん大きな違いがあります。食堂のレジでお金を払うときに、言われた金額が分からず、何度か聞き直して曖昧に大きめの札を出してお釣りをもらうことと、「私は聞こえませんので、金額を書いてください」と言って、紙に書いてもらった金額を払うことでは大変違います。大きめの札で支払ってたくさんのお釣りをもらっても、レジの人は差別的な取り扱いをしたことに気づきがありません。一方「聞こえないので書いてください」と言えば、それでも書かないことは多くの場合差別になりますし、書くことは必要なサポートとなります。

差別は露骨に「差別をしてやろう」として行われることもあります。差別をしている人は「差別をしてやろう」と思っていないことが非常に多くあります。しかし、差別を受けている人は「困ったことだ、嫌なことだ」という思いを間違いなく持っています。そして差別をなくすためには、無意識に差別をしている人には、差別的な取り扱いをしていることへの気づきを促し、差別を受けている人は「困ったこと、嫌なこと」といった思いを「差別を受けている」という自覚に高めることが大変に重要と思います。

差別解消法は「国民の責務」として、「障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」としか書いていませんが、障害のある人もない人も、「障害とはどういうこと」、「差別とはどういうこと」と自分の言葉で考えることが「障害を理由とする差別の解消に寄与する」私たちにできることであり、共生社会・インクルーシブな社会を作る私たちの試みと思っています。